

社会教育事業の取扱いについて（その 2）

社会教育事業の取扱い（その 2）について、次のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 11 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

社会教育事業の取扱いについて（その 2）

各町村で実施している社会教育事業（生涯学習事業・図書活動事業・町村文化施設主催事業・社会体育事業）については、引き続き振興を図り、地域の特性を活かした効果的な運営ができるよう新市において調整する。

平成 16 年 3 月 25 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会